



事務連絡
平成29年9月22日

全国農業委員会ネットワーク機構 農地・組織対策部長 殿

農林水産省経営局農地政策課
経営専門官（農業委員会G担当）

農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について

常日頃、農業委員会制度について、御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成28年4月に農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進が農業委員会の最も重要な必須業務に位置付けられるとともに、新たに農地利用最適化推進委員が新設されたところです。

また、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、平成28年度から「農地利用最適化交付金」を措置したところです。

こうした中で、当該交付金の対象となる担い手への農地集積面積については、平成29年度から、農業委員会の活動によることが確認された農地集積面積に限りその対象とすることとなりました。

これにより、農業委員会では、担い手への農地集積の活動についても、その成果を自ら確認し、評価を行い、次の活動につなげていくことが可能となります。

具体的な確認方法については、別紙のとおりです。

つきましては、貴機構から、都道府県農業委員会ネットワーク機構を通じて農業委員会に対し通知するとともに、関係機関・団体が連携して適切な確認作業が行われるよう、御指導、御協力をお願いいたします。

なお、関係機関・団体に対しては、別添写しのとおり通知していますので御了知願います。

(別紙)

農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について

1 「農業委員会の活動による成果であることを示す資料」について

(1) 「農地利用最適化交付金事業実施要綱」(平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)の第7の(2)に規定された「農業委員会の活動による成果であることを示す資料」については、農地の権利移動が行われる際に必要な資料又は関係書類全般が対象となり得ますが、一般的に想定されるものは次に掲げる資料となります。

- ① 担い手への農地利用の集積に係る成果実績を明らかにする様式(農業委員会が担当農業委員等氏名欄を設けた様式)を作成し、当該農地の出し手や受け手に書面で確認した資料
- ② 担当農業委員等氏名欄を設け、その氏名を農地の出し手や受け手に確認した農用地利用集積計画の各筆明細書(申出書等)
- ③ 農地法第3条の規定に基づく権利移動の許可を受ける際に、申請者である当該農地の出し手や受け手に確認した書面

(2) 農地利用最適化交付金の「成果実績に応じた交付金」における担い手への農地集積については、平成29年度から、上記(1)により確認した農業委員会の活動による農地集積面積(事業実施年の1月から12月末までのいわゆるフローの農地集積面積)に限られます。

2 関係機関・団体との連携

上記1の(1)のうち、①及び③の資料による確認については、農業委員会と出し手や受け手で完結する確認方法である一方、②の資料による確認については、市町村が農用地利用集積計画の各筆明細書(申出書等)の取りまとめ主体であること、また、農地利用集積円滑化団体である市町村、市町村農業公社、農業協同組合等が、農業委員会とともに農地の利用集積を担う場合があることから、各関係機関・団体との連携については、次の方法により実施する必要があります。

(1) 農業委員会事務局は、市町村、市町村農業公社、農業協同組合等の担当者に対して、農用地利用集積計画の各筆明細書(申出書等)に予め担当農業委員等氏名欄を設けてもらうこと、農業委員会事務局に出し手等の押印を求める日時と該当農業者名等を連絡することを依頼してください。

(2) 農業委員会事務局は、当該地区担当の推進委員（又は農業委員）に連絡の上、押印の際に同行（又は同席）するよう連絡してください。

(3) 委員等は、予め農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）の担当農業委員等氏名欄に、自身の氏名を記入した上で、市町村、市町村農業公社、農業協同組合等が出し手等に押印していただく際に、同行（又は同席）し、自身が当該地区の農地利用の最適化の業務を担っている旨の説明を行い、今回の趣旨を踏まえて押印していただくように努めてください。

このような業務を担っていただく上でも、日頃から、戸別訪問等現場活動を重ねることが重要になってくると考えています。

3 「農業委員会の活動による農地集積面積」の考え方について

(1) 農地の出し手等が、①農業委員会（農業委員又は推進委員）の活動によって利用集積されたことを確認し、②新規か否かにかかわらず、担い手へ利用集積された農地をいいます。

一方、農業委員会の活動により農地を貸し付けた場合であっても、担い手でない者に貸し付けた場合には「農業委員会の活動による農地集積面積」ではありません。

(2) 農地中間管理機構を活用して、農地の利用集積が行われた場合は、農地が出し手から農地中間管理機構に貸し付けられた段階で、農地中間管理機構から担い手へ転貸されていなくても「農業委員会の活動による農地集積面積」として取り扱うこととします。

また、出し手から農地利用集積円滑化団体に貸し付けられた農地も、原則として担い手に貸付け等を行うことから、「農業委員会の活動による農地集積面積」として取り扱うこととします。ただし、出し手の希望を受けて非担い手に貸付け等を行う場合もあることから、その場合は「農業委員会の活動による農地集積面積」として取り扱うことはできません。

(3) なお、出し手又は受け手のいずれか一方から、農業委員又は推進委員の成果であることの確認が取れれば、「農業委員会の活動による農地集積面積」として捉えて差し支えありません。

事 務 連 絡

平成 29 年 10 月 17 日

都道府県農業会議事務局長 殿

一般社団法人全国農業会議所
農地・組織対策部長

「農業委員会の活動による成果であることを示す資料」について

当会議所の事業推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、9月29日付け事務連絡「『農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について』及び『最適化交付金に係るQ&A（平成29年9月22日現在）』の送付」のなかで、標記資料のうち「① 担い手への農地利用の集積に係る成果実績を明らかにする様式（農業委員会が担当農業委員等氏名欄を設けた様式）を作成し、当該農地の出し手や受け手に書面で確認した資料」の参考例を後日、あらためて送付する旨のご連絡をしておりました。

このたび、当会議所で参考例を作成しましたので、別添にて送付いたします。

つきましては、農地利用最適化交付金事業に関する事務について、管内農業委員会と協議・調整する際にご活用ください。

なお、本確認書（案）はあくまで参考例であるため、農業委員会段階等で標題も含めて、より適切な「資料」を作成いただいている場合はそちらをご使用下さい。

<別添資料>

1. 農地集積に関する確認書（案）

本件に関するお問い合わせは
（一社）全国農業会議所農地・組織対策部
電話：03-6910-1123

農地集積に関する確認書（案）

〇〇市農業委員会

会 長 〇〇 〇〇 殿

私は、下記の農地に関する所有権の移転、又は賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利等の設定にあたり、〇〇市農業委員会（の地区を担当する農業委員・農地利用最適化推進委員（〇〇氏 ※必要に応じて追加・削除・修正してください。））によるあっせん、又は農地情報の提供や借り手・貸し手の紹介、その他適切な寄与があったことを確認しました。

記

1. 農地について

別添資料のとおり

以上

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

※ 本確認書にご記入いただいた個人情報は、農業委員会の活動による農地集積面積を集計する目的にのみ使用します。情報の管理にあたっては、個人情報保護法に基づき、〇〇市が定める個人情報保護規程により適切に行います。

※ 別添資料1～3は省略。

事務連絡
平成29年9月29日

都道府県農業会議事務局長 殿

一般社団法人全国農業会議所
農地・組織対策部長

「農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について」及び「最適化交付金に係るQ&A（平成29年9月22日現在）」の送付

当会議所の事業推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、このたび、農水省から標記の2件について、事務連絡等がございましたので、ご連絡いたします。

「農業委員会の活動による成果であることを示す資料」については、（別紙）1.（1）に①、②、③の順で記載されておりますが、案件数では②、③、①の順であると思慮いたします。②につきましては、農地の貸借人が氏名・押印する農地利用集積計画書の「農地利用集積計画の各筆明細書」に「担当農業委員・農地利用最適化推進委員〇〇〇〇」と記載することを想定しております（場所はどこでもかまわないとされています）。また、農地利用最適化交付金が創設される以前から使用されている島根県松江市の様式を添付いたしますのでご参考に供して下さい。

なお、JAの「農地利用集積円滑化団体」が「農地利用集積計画の各筆明細書」を作成している場合はその様式を市町村もしくは農業委員会から変更を申し入れていただく必要が生じます。全国農業会議所では全国農業協同組合中央会と協議し、その旨全国農業協同組合中央会から都道府県農業協同組合中央会よりJAに対して周知いただくことを約しております。（現在、全国農業協同組合中央会は都道府県農業協同組合中央会への依頼文書を作成中です。作成次第、本会議所より都道府県農業会議へ送付させていただきます。）

③については、農地法第3条の許可申請書の余白に署名・押印することが想定されております。

①については、市町村段階で独自に作成されることが想定されておりますが、現在、本会議所で参考例を作成中です。貴会議におかれまして作成済み、今後作成された場合は、全国で情報共有をさせていただきますようお願い申し上げます。同様に市町村段階で既に先行事例ないし、今後作成された場合についても情報共有方よろしくようお願い申し上げます。

<別添資料>

1. 「農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について」
2. 「農地利用最適化交付金に係るQ&A」（平成29年9月22日現在）
3. 【参考】「農業委員会の活動による成果であることを示す資料②」（島根県松江市）

本件に関するお問い合わせは
（一社）全国農業会議所農地・組織対策部
電話：03-6910-1123

※ 添付資料は省略。

J A全中営担発第 85 号
平成 29 年 10 月 4 日

都道府県農業協同組合中央会 御中

全国農業協同組合中央会

「農地利用最適化交付金事業」の一部変更にかかる対応について（依頼）

標記につきましては、平成 29 年度より、担い手への農地集積について、農業委員会の活動によることが確認された場合に限り、当該交付金の対象とすることとなりました。

これに伴い、農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について、農林水産省において別紙の通り整理されており、この中で、農地利用集積円滑化団体の業務手続きについても、一部変更がなされることとなりました。

つきましては、内容についてご確認のうえ、貴会から管内 J A に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 事務連絡文書「農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について」（平成 29 年 9 月 22 日付け、農林水産省経営局農地政策課 経営専門官（農業委員会 G 担当））
- 添付資料「農地利用最適化交付金に係る Q & A」（平成 29 年 7 月 7 日現在、農林水産省経営局農地政策課）
- 関連資料「農業委員会法改正について」（平成 28 年 4 月、農林水産省）

以上

《この件に関するお問い合わせ先》 J A 全中 J A 支援部 営農担い手支援課 (担当：小原田) TEL：03-6665-6200 FAX：03-3217-5073 E-mail：eino.s@zenchu-ja.or.jp
--

「農地利用最適化交付金事業」の交付対象の変更にかかる対応について（メモ）

○ 標記について、JAによる対応が想定される箇所は以下の通りとなります。

農林水産省の事務連絡文書別紙（「農業委員会の活動による担い手への農地集積面積の確認方法について」）【一部抜粋 ※下線は全中加筆】

1 「農業委員会の活動による成果であることを示す資料」について

(1) [中略]

① 担い手への農地利用の集積に係る成果実績を明らかにする様式（農業委員会が担当農業委員等氏名欄を設けた様式）を作成し、当該農地の出し手や受け手に書面で確認した資料

⇒ ○ 市町村や農業委員会が、上述様式を別途用意し、「農地利用集積円滑化団体」（以下、円滑化団体）が農用地利用集積計画を取りまとめる際に、農地の出し手等に押印をもらうため、その様式を添付する等の対応の依頼を受ける場合が想定されます。

その場合は、円滑化団体であるJAが市町村・農業委員会から、これら書類の取扱い等にかかる相談を受ける場合がありますので、その際にご対応をお願いいたします。

② 担当農業委員等氏名欄を設け、その氏名を農地の出し手や受け手に確認した農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）

[中略]

2 関係機関・団体との連携

(1) 農業委員会事務局は、市町村、市町村農業公社、農業協同組合等の担当者に対して、農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）に予め担当農業委員等氏名欄を設けてもらう (1)

こと、農業委員会事務局に出し手等の押印を求める日時と該当農業者名等を連絡する (2) ことを依頼してください。

⇒ ① 円滑化団体が市町村に提出する「農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）」（以下、計画）は、市町村が統一の様式を示している場合や円滑化団体が独自に様式を作成している場合などがあります。

このことから、円滑化団体であるJAが市町村の示す様式を使用している場合、特段の対応は不要です。

一方、独自に様式を作成している場合、農業委員会事務局からの依頼に基づき、様式を変更いただく必要がありますので、ご承知おきください。（※変更内容に関しては、農業委員会事務局にご照会ください。）

② 「農業委員および農地利用最適化推進委員」（以下、農業委員等）は、記名した書類を出し手等に確認することで、当該農地の権利移動が農業委員等の実績であることを証明します（以下（3）の通り）。

については、農業委員等は、円滑化団体であるJAが農地の出し手等に計画への押印を求める時、事前に当該書類に記名し、今回の変更の趣旨を説明する必要があります。

このため、円滑化団体であるJAは、押印を求める日時等の情報照会や同席依頼を農業委員会事務局から受ける場合がありますので、その際にご対応くださいますようお願いいたします。

(2) 農業委員会事務局は、当該地区担当の推進委員（又は農業委員）に連絡の上、押印の際に同行（又は同席）するよう連絡してください。

(3) 委員等は、予め農用地利用集積計画の各筆明細書（申出書等）の担当農業委員等氏名欄に、自身の氏名を記入した上で、市町村、市町村農業公社、農業協同組合等が出し手等に押印していただく際に、同行（又は同席）し、自身が当該地区の農地利用の最適化の業務を担っている旨の説明を行い、今回の趣旨を踏まえて押印していただくように努めてください。〔略〕
〔以下略〕

以上